

初診時等の選定療養費について

- 初診・再診時の選定療養費とは、医療機関の機能分担と相互連携を推進することを目的とした国の制度です。この制度は、「初期診療は医院や診療所などのかかりつけ医で行い、高度・専門医療は病院（200床以上）で行う」ことを推進するものです。
- 当院においては、令和7年4月1日に愛知県から『紹介受診重点病院』として指定され、経過措置期間を経て、令和7年10月1日から診療情報提供書（以下、紹介状）等のない患者さんに対して定額負担をしていただくことが義務づけられ、下の金額をいただいております。

【初診時の選定療養費を負担いただく方・・・7,700円】

○紹介状等を持参されずに初めて受診する場合

初診時の受診には、下の場合も含まれます。

- ・治療期間が終了（治癒）後に、再び受診した場合
- ・任意に診療を中止し、再び受診した場合
- ・次回の予約（医師の指示）がなく、しばらく受診がない場合

※再診時において、医師から地域の医療機関に紹介する旨の申出が行われたにも関わらず、当該診療科を受診した場合・・・3,300円

【選定療養費を負担いただかない方】

- ① 国、県、市などの各種公費負担制度の受給者である場合
（子ども医療、父子医療・母子医療を除く）
- ② 自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する患者
- ③ 医科と歯科との間で院内紹介された患者
- ④ 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ⑤ 救急車で搬送された患者
- ⑥ 外来受診から継続して入院した患者
- ⑦ 治験協力者である患者
- ⑧ 災害により被害を受けた患者
- ⑨ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療、健診の患者
- ⑩ 当院小児科外来を受診する患者